

児童福祉施設入所等の費用の減免に関する取扱要綱

(総則)

第1条 福祉施設入所者費用徴収条例（平成12年横須賀市条例第11号。以下「条例」という。）第6条の規定による児童福祉施設入所等の費用の減免については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 措置児童等 条例第3条の規定による委託又は措置を受けた者をいう。

(2) 扶養義務者 措置児童等と生計を一にしている次に掲げる者をいう。

ア 直系血族

イ 配偶者

ウ 兄弟姉妹（その世帯で最も課税額が高い者に限る。）

エ 民法（明治31年法律第9号）第877条第2項の規定により扶養の義務を負わせた者（その世帯で最も課税額が高い者に限る。）

(3) 費用負担金 措置児童等の入所等に要する費用のうち措置児童等及び扶養義務者が負担すべきものをいう。

(4) 生活保護基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準額の総額をいう。

(5) 費用負担者 費用負担金を負担すべき措置児童等又は扶養義務者をいう。

(6) 収入額 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の要否及び程度決定の際に認定する収入の額をいう。

(減免の対象)

第3条 条例第6条に規定する特別の理由があると認めるときは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 費用負担者の収入額が失職等により著しく減少し、生活保護基準額に費用負担金の額を加えた額に満たない場合

(2) 費用負担者が負傷又は疾病のため療養を必要とし、当該療養に要した費用のうち市長が認定した額（以下「療養費」という。）を収入額から控除した額が、生活保護基準額に費用負担金の額を加えた額に満たない場合

(3) 費用負担者が火災、風水害その他の災害又は盗難（以下「災害等」という。）により容易に回復し難い損害を受け、その損害額のうち市長が認定した額を収入額から控除した額が生活保護基準額に費用負担金の額を加え

た額に満たない場合

(減免の申請等)

第4条 費用負担金の減免を受けようとする費用負担者（以下「申請者」という。）は、措置費費用負担金減免申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請日の属する月の前3箇月分の収入がわかる書類

(2) 前条第2号に該当する場合にあっては、療養費の支払いを証明する書類

(3) 前条第3号に該当する場合にあっては、災害等に遭ったこと及び当該災害等による損害を証明する書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の承認又は不承認を決定し、措置費費用負担金減免通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(減免額)

第5条 費用負担金の減免額は、次に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 収入額が生活保護基準額以下であるとき 全額

(2) 収入額が生活保護基準額を超えるとき

費用負担額 - (収入額 - 生活保護基準額)

(職権による免除)

第6条 市長は、第4条の規定にかかわらず、費用負担者が第3条各号のいずれかに該当し、かつ、前条第1号に該当することが明らかな場合において、当該費用負担者が第4条第1項の規定による申請をすることができない特別の理由があると認めるときは、職権により当該費用負担者に係る費用負担金を免除することができる。

(減免の期間)

第7条 減免する期間は、申請日の属する月の翌月から当該年度の末日までとする。

(減免の取消し)

第8条 減免の承認を受けた費用負担者は、減免の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、費用負担者が虚偽の申請により減免を受けていることが判明したとき又は減免後の費用負担金を滞納したときは、減免の承認を取り消し、既に減免を受けた費用負担金の額に相当する額を徴収することができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

措置費費用負担金減免申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 措置児童等との関係	
措置児童等の氏名	
納入義務者の氏名	
申 請 事 由	
事由発生年月日	年 月 日
(事務処理欄)	

第 2 号様式（第 4 条第 2 項関係）

措置費費用負担金減免通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">印</div>	
決 定 の 区 分	承認 ・ 不承認
措置児童等の氏名	
納入義務者の氏名	
減 免 開 始 年 月	
理 由	
備 考	